

令和6年度 第45回全国中学校スケート大会(長野市) 宿泊・輸送・弁当 取扱申込要項

宿泊の取扱いは、近畿日本ツーリスト(株)長野支店が旅行企画・実施する『募集型企画旅行』です。
輸送の取扱いは、近畿日本ツーリスト(株)長野支店が手配する『手配旅行』、弁当手配は旅行契約に該当しません。

この要項の適用対象者は、『第45回全国中学校スケート大会』に参加する選手、監督・外部指導者(コーチ)・引率職員、応援生徒、役員(視察員を含む)、報道関係者、保護者(小児を含む)とします。この場合において、選手、監督・外部指導者(コーチ)・引率職員(以下「大会参加者」という)については、大会要項により正規に認められた者とします。

宿泊・輸送(航空機・JR・貸切バス)・弁当の取扱いは、『全国中学校スケート大会長野市実行委員会』が事務取り扱いを委託している指定業者「近畿日本ツーリスト(株)長野支店」(以下「KNT 大会事務局」)が担当いたします。

お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。詳細は、「告知事項の確認※」をご覧のうえ、特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ずお申し出ください。

※【告知事項について】

ご参加者の中に健康に害をしている方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障がい者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、【お申し込みはこちら】から告知事項の確認の項目にチェックをして頂き、旅行中に必要となる措置の内容を記載ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。ご参加にあたってはあらかじめ当社からご案内申し上げます。

緊急時の連絡体制確立のため、必ず、「KNT 大会事務局」を通じて、お申し込み等を行ってください。

1 基本方針

『令和6年度 第45回全国中学校スケート大会』の宿泊・輸送・弁当の確保に万全を期すことを目的とし、次のように定めます。

- 大会参加者の宿泊は、指定宿舎とします。なお、指定した宿舎の変更は原則として認めません。変更によって生じた全ての紛争や損失は、任意に宿舎を変更した者がその責任を負うことになります。
- 指定宿舎以外の別手配宿舎(独自に手配した宿舎)の場合には、一切の大会連絡等はいりません。
- 大会参加者の宿泊は、原則として会場内(長野市内)に定めます。
- 宿泊中の選手等に風紀上、悪影響が及ばないよう教育的配慮をいたします。
- 衛生管理、火災防止、保安管理に一定の基準を満たす宿舎を選定します。
- 選手・監督は、男女別を考慮した宿舎割、部屋割をいたします。
- 役員(視察員を含む)、報道関係者の宿舎は、原則として選手・監督の宿舎とは別の宿舎とします。
- 早朝練習対応の為、早い時間での朝食の準備が可能な宿舎を選定します。
- フィギュア競技については、練習時間を考慮し、遅い時間での夕食が対応できる宿舎を選定します。
- 大会参加者の輸送(航空機・JR・貸切バス・ジャンボタクシー)については円滑かつ安全確実にいきます。
- 大会参加者の航空機、JRについては団体割引運賃を設定いたします。
(但し、条件がありますので詳細は各項をご参照下さい。)

2 宿泊の申込みについて [設定期間:令和7年1月30日(木)~2月3日(月)泊] 募集型企画旅行契約

- 申込区分、宿泊施設、客室タイプ、食事条件、ご旅行代金の一覧は次頁の表をご参照ください。
- お申込みは、宿泊施設ごとではなく、申込区分ごとにて受付いたします。
- 申込書には第1希望~第3希望までの申込区分の記号をご入力下さい。(配宿はご希望にできるだけ添う形で、KNT事務局にて決定させていただきます。)
- 配宿は申込受付後順次行います。各申込区分及び各宿舎の収容人員が満員に達した場合には、あらかじめリスト外の宿泊施設を含んだ説明書面をご案内いたしますので、ご確認のうえお申込みをお願いいたします。
- 客室タイプについて、和室の場合は1室2~5名、洋室の場合は1室1~4名の定員利用となります。

- (6) 原則として、監督・引率職員はシングル利用、選手は 2～5 名利用となります。(旅館、ホテルにより異なる場合もあります。あらかじめご了承ください。)
- (7) 各宿泊施設とも、駐車場の数に限りがございます。配宿決定後、各宿舎へ駐車場の状況をお問合せ下さい。また、個別に発生する駐車場代につきましては各自ご負担ください。
- (8) 原則として、チェックインは、15:00 以降、チェックアウトは、10:00 以前となります。
- (9) 選手・監督・役員等で、夕食を欠食する場合は、一律 1,500 円引き、朝食を欠食する場合は、一律 500 円引きとします。ただし、変更等の際は、前日の 17:00 までに KNT 案内デスクまたは宿舎へお申し出下さい。
- (10) 配宿の参考にいたしますので、利用予定交通機関ご記入をお願いします。
- (11) 大会期間中の変更・取消は、上記夕食の欠食申し出も含め大会会場の KNT 案内デスクまでお願いします。
- (12) 競技敗退による取消の場合でも、旅行開始後の解除の取消料を申し受けます。

【申込区分・宿舎施設名・食事条件・ご旅行代金】 (1 名様あたり、税金・サービス料込み)

申込区分 (申込記号)	宿泊施設名	姿見鏡 情報	客室タイプ (全室バス・トイレ付)	1泊2食付	1泊朝食付	1泊夕食付	1泊食事なし
S <small>(一部夕食設定なし)</small>	ホテルメロポリタン長野	有	シングル、ツイン、トリプル	14,500 円	13,000 円	14,000 円	12,500 円
	長野東急 REI ホテル	有	シングル、ツイン				
	長野ホテル国際21	有	シングル、ツイン、トリプル				
	ドリーミーイン長野	有	シングル、ツイン				
A	シャトレーゼホテル長野	有	シングル、ツイン	13,500 円	12,000 円	13,000 円	11,500 円
	ホテル JAL シティ長野	有	シングル、ツイン				
B <small>(夕食設定なし)</small>	アパホテル長野	有	シングル、ツイン	—	12,000 円	—	11,500 円
	チサングランド長野	有	シングル、ツイン				
	長野リンデンプラザホテル	無	シングル、ツイン				
C	相鉄フレッサイン長野駅善光寺口	有	シングル、ツイン	12,000 円	10,500 円	11,500 円	10,000 円
	ホテルコートランド	有	シングル、ツイン、トリプル				
D <small>(夕食設定なし)</small>	ホテルナガノアベニュー	有	シングル、ツイン	—	8,000 円	—	7,500 円
	長野第一ホテル	有	シングル				

※最少催行人員 1 名

※添乗員は同行いたしません。

※上記は 1 泊あたりのご旅行代金です。2 泊以上をお申込みの場合には、泊数に応じた旅行代金が必要となります。

※ご旅行代金に含まれるもの: 宿泊費(条件通りの食事)、消費税等諸税

ご旅行代金に含まれないもの: 上記以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1) 個人的性格の費用: クリーニング代、電話代等 (2) 傷害・疾病に関する医療費 (3) 任意の旅行傷害保険 など

※未就学児を含む子供代金の設定はありません。上記、旅行代金と同額となります。

※相部屋の設定はございません。

※B・D ランク、S ランクの一部のホテルは夕食設定がございません。

※乗用車及びバスの駐車は別途、駐車料金がかかります。駐車場の予約、お支払いにつきましては、各宿泊施設へ直接お問合せください。

※各宿泊ホテルの詳細につきましては、申込 Web ページ内のホテル案内よりご確認ください。

■ 日程表

スケジュール	行程	
	1 日目	宿泊ホテル(泊) ※各自チェックインください
	2 日目	宿泊ホテル(発) ※各自チェックアウトください

上記は 1 泊あたりの日程表となります。ご希望に応じて 5 泊までお受けいたします。

【食事回数】1 泊 2 食付…朝 1 回、夕 1 回 / 1 泊朝食付…朝 1 回 / 1 泊夕食付…夕 1 回 / 1 泊食事なし…食事なし

※申込内容によって、上記回数の食事が付きます。

※昼食をご希望の場合は、別途お申込みください。

3

航空機の申込みについて [設定期間:令和7年1月30日(木)~2月4日(火)] 手配旅行契約

- 航空運賃は、人数に応じて団体割引運賃を適用いたします。
- 各空港発着運賃は、同一区間でも、ご利用いただく曜日、時間帯により異なります。お申し込みの際は、時間帯または便名をご指定下さい。
- お申し込みは、JAL5名以上、ANA8名以上でお願いいたします。
- 変更・取消は、各航空会社の運送約款を適用いたします。
- ご予約後の日時・予約便の変更・増員はできません。変更する場合は、一旦お取消をして(取消料金が発生します)、通常手配航空運賃にて予約をいたします。
- 別途、当社の取扱料金をいただきます。(一区間お一人様 1,100円)

主な搭乗区間	大人普通運賃(片道) ※JAL・ANA 通常期の例	団体割引運賃(片道) ※利用日・搭乗便(時間帯)により、運賃が異なります。
札幌 ⇄ 羽田	39,790円	金額につきましては、申込書を提出いただいた団体にお知らせします。 その金額をご了承いただいた後に正式予約となります。
旭川 ⇄ 羽田	46,460円	
函館 ⇄ 羽田	36,670円	
釧路 ⇄ 羽田	46,020円	
広島 ⇄ 羽田	35,570円	
福岡 ⇄ 羽田	30,180円	

※上記以外の区間のお申込みも可能です。KNT 大会事務局まで、お問い合わせ下さい。

※航空機(団体)のお申込み締切日は令和7年1月6日(月)17:00 必着です。

4

JRの申込みについて [設定期間:令和7年1月30日(木)~2月4日(火)] 手配旅行契約

- JR運賃・料金は、人数に応じて学校団体割引運賃を適用しますが、事前に『学校印』の押印が必要な申込書の提出をお願いします。
- お申し込みの際は、列車名をご指定下さい。
- お申し込みは、9名以上(生徒:8名以上、引率職員(先生):1名以上)でお願いいたします。
- 変更・取消は、JRの運送約款を適用いたします。
- お申込締切日以降の申込内容の変更につきましては、手数料が発生します。変更時にお問い合わせください。
- 別途、当社の取扱料金はかかりません。

主な乗車区間	普通運賃・料金 (片道)	団体割引運賃・料金 (生徒・片道)	団体割引運賃・料金 (引率=大人・片道)
東京 ⇄ 長野	8,340円	6,300円	7,110円
新青森 ⇄ 長野	21,310円	15,530円	17,840円
秋田 ⇄ 長野	22,070円	16,400円	18,670円
仙台 ⇄ 長野	16,680円	12,500円	14,170円
名古屋 ⇄ 長野	7,460円	5,200円	6,100円
大阪 ⇄ 長野	12,220円	8,480円	9,970円

※上記以外の区間のお申込みも可能です。KNT 大会事務局まで、お問い合わせ下さい。

※JR(団体)のお申込み締切日は令和7年1月6日(月)17:00 必着です。

お申込み後に JR 団体旅行申込書(4片制/原本)を作成し、メールにてご連絡させていただきます。

印刷し学校印押印後、至急メール添付にて返送ください。なお、原本は弊社に郵送にて提出してください。

5

専用貸切バスの申込みについて [設定期間:令和7年1月30日(木)~2月4日(火)] 手配旅行契約

- 大会期間中の専用貸切バスの手配斡旋をいたします。
- 大型バス(正座席=45席)、ワンマン運行(バスガイドなし)となります。

- (3) 料金は1台当たり税込です。有料道路代金(回送含む)・駐車料金がかかる場合は、別途ご負担となります。
- (4) 別途、当社の取扱料金はかかりません。

行程	料金(税込)	備考
長野市内貸切の場合 1時間あたり	25,000~28,000 円	※2 時間以上でお申込下さい。
羽田空港~長野市内(片送り)	200,000~250,000 円	

※行程が複雑になる場合には、KNT 大会事務局まで、お問い合わせ下さい。

※専用貸切バスのお申込み締切日は令和7年1月14日(火)17:00 必着です。

※専用貸切バスについては申込み締切り後も可能な限り対応しますので、お気軽にご相談下さい。

6 ジャンボタクシーの申込みについて [設定期間:令和7年1月30日(木)~2月4日(火)] 手配旅行契約

- (1) 大会期間中のジャンボタクシーの手配斡旋をいたします。
- (2) 料金は1台当たり税込です。有料道路代金(回送含む)・駐車料金がかかる場合は別途ご負担となります。
- (3) 別途、当社の取扱料金はかかりません。

行程	料金(税込)	備考
長野市内貸切の場合 1時間あたり	11,000~14,000 円	※2 時間以上でお申込下さい。
長野市内(片送り)	5,000~8,000 円	※(例) 宿舎⇒会場など

※行程が複雑になる場合には、KNT 大会事務局まで、お問い合わせ下さい。

※専用貸切バスのお申込み締切日は令和7年1月14日(火)17:00 必着です。

※ジャンボタクシーについては申込み締切り後も可能な限り対応しますので、お気軽にご相談下さい。

7 昼食弁当の申込みについて [設定期間:令和7年1月31日(金)~2月4日(火)] 旅行契約に該当しません

- (1) A.幕の内タイプの弁当・飲み物付 900 円(税込)、B.おにぎりセット・飲み物付 600 円(税込)、C.パンセット・飲み物付 550 円(税込)の3種類をご用意いたしますので、申込の際お選びください。
- (2) スピードスケート・フィギュアスケート各競技会場周辺はレストラン等の食事施設がありません。あらかじめご了承ください。
- (3) お申込みは、専用申込サイトからお申し込み下さい。
- (4) 大会期間中は、新規のお申込みは受付しません。また、当日販売も行いませんので事前にお申込みください。
- (5) 大会期間中の個数の変更、追加、取消は、競技会場内に設置される KNT 案内デスクへの申し出により承ります。ただし、前日の 15:00 までにお申し出ください。
- (6) 弁当の配布は各競技会場内 KNT 案内デスク弁当引換所にて、11 時 30 分~12 時 30 分の間に、学校毎にお渡しいたします。詳細は、予約回答書をご確認ください。弁当の空箱は回収いたしますので、弁当引換所へお持ち下さい。
- (7) 別途、当社の取扱料金はかかりません。

8 予約の変更・取消について

お申し込み後、お客様のご都合により宿泊・航空機・JR・貸切バス・昼食弁当を取消し又は変更される場合、所定の手続きにより項目毎お一人様につき(貸切バス・ジャンボタクシーは1台につき)下記の取消を申し受け差額を返金します。

【宿泊の取消料(募集型企画旅行)】

宿泊	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって		旅行開始日の前日	旅行開始日の当日 (旅行開始前)	旅行開始後または 無連絡不参加
	5 日目にあたる日 以前の解除	4 日目にあたる日 から 2 日目にあたる日 までの解除			
	無料	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

※宿泊の取消料については1泊目から起算します。旅行開始後、2泊目以降の取消料は旅行代金の100%となります。

※お客様が、宿泊当日の15時までに連絡なく宿泊されなかった場合、無連絡不参加として扱わせていただきます。

(この場合、旅行代金の返金はありません。)

【航空機、JR、貸切バス、ジャンボタクシー取消料(手配旅行)】

航空機	各航空会社所定の取消料がかかります。詳しくは申込時にご確認下さい		
JR (団体)	列車出発日の2日前まで 指定席毎 330 円 + 団券毎 220 円	列車出発の前日から出発 2 時間前まで 指定席 1 区間毎料金の 30% + 団券毎 220 円	列車出発 2 時間前以降 指定席全額 + 団券毎 220 円
貸切バス タクシー	利用日の 14 日前から 8 日前まで 20% に相当する額	利用日の 7 日前から配車日時の 24 時間前まで バス代金の 30% に相当する額	配車日時の 24 時間前以降 バス代金の 50%

※営業時間外の申し出は、翌営業日の取扱いとなります。

【弁当の取消料(旅行契約に該当しない)】

弁当	前日の 15:00 まで 無料	前日の 15:00 以降～当日 お弁当代金の 100%
----	--------------------	--------------------------------

※お申込み後に人数等の変更が生じた場合は、申込締切日まではマイページにログイン後、修正・変更をお願いします。申込締切日以降は近畿日本ツーリスト大会受付事務局までメール(skate-nagano2024@or.knt.co.jp)にてご連絡願います。また大会当日の変更・取消の場合は、大会会場の「KNT 専用デスク」までお願いします。

大会会場「KNT 専用デスク」取消・変更受付時間は以下の通りです。

1/31(金)のみ	会議終了後 ～ スピード会場 17:00/フィギュア会場 19:00 まで
2/1(土) ～ 2/3(月)	9:30 ～ 17:30
2/4(火)	9:30 ～ 閉会式終了まで

9

お申込み方法

- (1) 出場が決定次第、下記専用申込サイトにて KNT 大会事務局までお申し込み下さい。
- (2) 電話による申し込み・変更・取消は受付いたしません。専用申込サイト内の問い合わせフォームより問い合わせください。
- (3) 申込控えを残しておいて下さい。
- (4) 先着順に手配を行いますので、お早めにお申し込み下さい。

※お申込み締切日…令和 7 年 1 月 14 日(火)17:00 必着

※ただし、交通のお申込みは、令和 7 年 1 月 6 日(火)17:00 締め切りとなります。

【宿泊・弁当・交通 Web 専用申込サイト URL】

bit.ly/skate92920



10

各種予約回答書の送付・費用のお支払い・領収証発行・お問合せについて

- (1) 令和 7 年 1 月 22 日(水)頃までに、申し込み責任者宛て予約回答書(宿泊・弁当)をメールにてご連絡いたします。
- (2) 航空機・JR・専用貸切バス・ジャンボタクシーについては手配完了後、確認書をメールにてご連絡いたします。
なお、航空券・JR券は、上記連絡後、別途郵送させていただきます。
- (3) お支払いにつきましては、上記予約回答書連絡後電子請求書をメールにて発送いたします。
- (4) 令和 7 年 1 月 26 日(日)15:00 までにお振込みをお願いします。
- (5) 領収証のご依頼は専用申込サイトから領収証発行依頼の提出をお願いいたします。
大会終了後に電子領収書をメールにて発送いたします。
- (6) 変更や取消により返金が生じた場合は、大会終了後に振込みにてご指定口座へ返金いたします。なお、その場合の返金手続きには 3 週間～1 ヶ月程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

【旅行企画・実施 お申込】

観光庁長官登録旅行業第 2053 号

近畿日本ツーリスト株式会社 長野支店

〒380-0936 長野県長野市中御所岡田町 173-8 三井住友海上長野ビル 5 階

TEL:026-227-7711(当大会専用)

E-MAIL:skate-nagano2024@or.knt.co.jp(当大会専用)

担当:松木 智枝・綿貫 敏子

営業時間:月曜～金曜 10:00～17:00(土・日・祝日・年末年始休業)

※休業日・営業時間外の取消・変更のお申出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者:星野 晃二

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

《個人情報の取扱いについて》

当社は、お申込みの際に提出された申込み用紙等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。上記以外の目的で本人の了承なく個人情報を第三者に開示することはありません。



一般社団法人 日本旅行業協会正会員

【お問合せ】

観光庁官登録旅行業第 20 号

KNT-CT ホールディングス株式会社代理業

東京都知事登録旅行業者代理業第 10974 号

株式会社イベントアンドコンベンションハウス

第 45 回全国中学校スケート大会サポート事務局

TEL:03-6863-2507 FAX:03-6863-2510

営業時間:月曜～金曜 10:00～17:00(土・日・祝日・年末年始休業)

※休業日・営業時間外の取消・変更のお申出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者:石原 栄二

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

旅行条件算出基準日:2024 年 10 月 31 日

登録番号:6044-2412-0006

国内募集型企画旅行条件書

本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

(お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい。)

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、以下の各社のうちホームページ、パンフレット等に記載する旅行企画・実施者(以下「当社」という)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と企画予約約以下「旅行予約」というを締結することになります。
- 近畿日本ツーリスト株式会社(観光庁長官登録旅行業第2053号)
東京都新宿区西新宿2丁目6番1号
- 株式会社近畿日本ツーリストブープラネット(観光庁長官登録旅行業第1944号)
東京都江東区枝川一丁目9番4号
- 株式会社近畿日本ツーリスト沖縄(観光庁長官登録旅行業第1107号)
沖縄県那覇市久米2丁目4番16号
- KNT-CTホールディングス株式会社(観光庁長官登録旅行業第20号)
東京都新宿区西新宿2丁目6番1号
- (2) 契約の内容・条件は、募集広告(ホームページ、パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(以下「最終日程表」という)及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」(以下「募集型企画旅行約款」という)によります。
- (3) 当社は、お客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2-1. 旅行の申込み方法

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申し込みいただきます。申込金及び旅行代金、取送料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	3万円未満	3万円以上6万円未満	6万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上
申込金	6,000円～旅行代金まで	12,000円～旅行代金まで	20,000円～旅行代金まで	30,000円～旅行代金まで	代金の20%～旅行代金まで

但し、別途ホームページ、パンフレット等に申込金記載がある場合はその定めるところによります。

ローンを利用される場合には旅行代金の10%以上を預金としますが、これはそのまま申込金に充当されます。

- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行予約の申込みを受け付けております。この場合、予約の申込み時点で契約が成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行予約の締結の順次は、当該予約の受付の順次によることとなります。
- (4) 申込金、旅行代金の一部として繰り入れます。又、お客さまの任意による解約のときは、所定の取送料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。

2-2. ウェイティングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウェイティング登録」という)その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社が予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。この時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能前にお客さまから「ウェイティング登録」の解除の申し出があった場合、又は予約可能前まで結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

3. 申込条件

- (1) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)
- (2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に一致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身障害のある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障がい者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行予約成立後これからの状態になった場合も直ちに申し出てください。)あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能な合理的範囲内で対応いたします。この際、お客さまの対応及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面ですれらを申し出ていただくことがあります。
- (4) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を承諾することができない場合旅行予約の申込みを断りし、又調整させていただきます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (5) 当社は、旅行中にお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態であると認めるときは、必要措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責任等に基づき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。
- (6) お客さまの都合による別行動の期間としてできません。但し、コースにより別途条件(手配旅行契約等)でお受けすることがあります。
- (7) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
- ①他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
- ②お客さまが暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められたとき。
- ③お客さまが当選されて暴力団要求行為、不当な要請行為、取組に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いた行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ④お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (8) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約の成立と契約書面・確定書面の交付

- (1) 旅行予約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時点で成立するものとします。
- (2) 当社は、旅行予約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」という)をお客さまにお渡しします。
- (3) 契約書面を、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合は、これらの確定状況を記載した書面(最終日程表)以下「確定書面」というを旅行開始日の前日までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって前日に当たる日以降に旅行予約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合があります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社が手配状況についてご説明いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日(以下「基準日」という)より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金に含まれているもの

- (1) ホームページ、パンフレット等に表示した運送機関の運賃・料金(注釈のいかなるエコノミークラス)、宿泊費、食代、観光料金(入場・拝観・ガイド等)、及び消費税等諸税(但し、ホームページ、パンフレット等に記載の基準期日現在ご公示されているものに限ります)。
- (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体旅行に必要な心付を含みます。上記諸費用は、お客さまの都合により、一部利用されなくても払戻しいたしません。

7. 旅行代金に含まれていないもの

第6項の①以外の旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 旅行日程中の「フリータイム」「自由行動」等と記載されている区間の交通費等諸費用
- (2) 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)
- (3) クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的な諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (4) 自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等
- (5) 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金
- (6) ホームページ、パンフレット等に記載の基準期日以降ご公示された日本国内の空港施設使用料、諸税
- (7) 傷害・疾病に関する医療費

8. 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の通信計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため必要と認めるときは、お客さまにあらかじめ速やかにご連絡し、当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」という)を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9. 旅行代金の変更

- 当社は、利用する運送機関の運賃運賃・料金が、ホームページ、パンフレット等に記載の基準期日より著しい経路・運賃の変動により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客さまにその旨を通知します。
- 本項1の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額相当分旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。
- 第8項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによる場合を除きます）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

10. お客さまの交替

お客さまは、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替に要する実費とともに当社に提出していただきます。

11. お客さまによる旅行契約の解除・払戻し（旅行開始前）

- お客さまは、ホームページ、パンフレット等に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、お客さまが当社のそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。休業日と営業時間外のご旅行の変更及び取消のお申し出には応じられませんので、翌営業日の受付となります。
- お客さまは、次掲げる場合においては、旅行開始前取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
イ、契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第21項の表の左欄に掲げるもの、その他の重要なものであることに限ります。
ロ、第9項1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。
ハ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
ニ、当社が、お客さまに対し第4項3)で定めた期日まで、確定書面を渡さなかったとき。
ホ、当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- 当社は、本項1)により旅行契約が解除されたときは、既に受けている旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項2)により旅行契約が解除されたときは、既に受けている旅行代金（あるいは申込金）全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻しをいたします。
- お客さまの都合で旅行開始日又はコースを変更される場合は、お客さまが当初旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくことになります。この場合当社ホームページ、パンフレット等に基づく取消料を申し受けます。

12. お客さまによる旅行契約の解除・払戻し（旅行開始後）

- お客さまの都合により途中で離脱された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- お客さまの責に帰さない事由により確定書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客さまが当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社の旅行代金のうち、不可能となった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないことに限ります。）を差し引いたものをお客さまに払戻いたします。

13. 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）

- お客さまが当社所定の期日まで旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、第5項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 当社は、次掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始前旅行契約を解除することがあります。
イ、お客さまが当社にあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たさなかったとき。
ロ、お客さまが病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
ハ、お客さまが契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
ニ、お客さまの数が契約書面に記載した最少旅行人数に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日（日帰り旅行については、3日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客さまに通知します。
ホ、スキーを目的とする旅行における必要降雪量などの旅行実施条件であって、契約締結の際に明示した条件が成就しないおそれ極めて大きいとき。
ヘ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
ト、お客さまが第3項(7)①から④のいずれかに該当することが判明したとき。

14. 当社による旅行契約の解除（旅行開始後）

- 当社が次掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。
イ、お客さまが病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続が耐えられないと当社が認めるとき。
ロ、お客さまが旅行者の安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違反、これらの者又共同する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
ハ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
ニ、お客さまが第3項(7)②から④のいずれかに該当することが判明したとき。
- 本項1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客さまがまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。
- 本項1)イ、ハ、により、当社が旅行契約を解除したときは、お客さまの求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客さまのご負担となります。
- 集合時刻を過ぎても集合場所を過ぎればならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払戻しはできません。

15. 取 消 料

- 旅行契約の成立後、お客さまの都合で旅行を取消される場合は、旅行代金に対して、おひとりにつきホームページ、パンフレット等ご定める取消料をお支払いいただきます。
- 貸切船舶を利用する旅行契約の場合は、当該船舶に係る取消料の規定によります。
- 当社の責任とならぬ各種ローンの取扱い上の事由に基づく取消となる場合もホームページ、パンフレット等ご定める取消料をお支払いいただきます。

16. 旅 程 管 理

当社は、お客さまに対して次掲げる業務を行い、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。但し、当社がお客さまとこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- お客さまが旅行開始前旅行サービスを受けることができないおそれのあるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確保し受けられるために必要な措置を講ずること。
- 本項1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの提供を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣意をかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

17. 添 乗 員 等

- 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者（以下「添乗員等」という）を同行させ、第6項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- 添乗員等の同行の有無は、ホームページ、パンフレット等ご明示してあります。
- お客さまは、旅行開始から旅行終了までの間において、団体の行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客さまが添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中でなくても、そのお客さまの原則として旅行契約を解除することがあります。
- 添乗員等の業務は、原則として8時から20時までとします。
- 一部コースについては、現地到着時より、現地出発まで同行する場合があります。この場合、集合場所まで及び解散場所からの行程については添乗員が同行いたしませんので、お客さまが旅行サービスの提供を受けるための手続はお客さま自身で行っていただきます。（一部コースについては係員が受付、出発のご案内をいたします。）
- コース名欄に個人旅行と表示のあるものは、添乗員等ご同行いたしません。お客さまが旅行サービスを受けるための必要なクーポン券等は別途お渡します。旅行サービスの提供を受けるための必要な手続はお客さまご自身で行っていただきます。

18. お客さまに対する責任

- 当社が旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客さまの被らせた損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったことに限ります。
- お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他（伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在期間の延長等）の当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) お荷物の損害については本項1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

19. お客さまの責任

- (1) お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社はお客さまの損害を賠償しませんがなりません。
- (2) お客さまは、当社から提供される情報を利用し、お客さまの権利・義務その他の旅行予約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客さまは、旅行予約後契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行予約を速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

20. 特別補償

- (1) 当社は、第18項1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行予約契約の特約補償規程で定めるところにより、お客さまが企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。但し、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影フィルム、その他これらに類する物品等は補償の対象とならないものがあります。
- (2) 当社が、募集型企画旅行予約契約第27条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金の一部又は全部が充当します。
- (3) お客さまが旅行参加中に被った損害が、お客さまの故意、酒酔い、運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供者の受領、山岳登山（ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽運動機（モーターハングライダー、マイクロライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社が上記の補償金及び見舞金を支払いません。
- (4) 地震、噴火及びこれらに伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社が上記の補償金及び見舞金を支払いません。
- (5) 当社の企画旅行参加中のお客さまを対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行（オプションツアー）については、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- (6) 但し、日程を超えて、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われず旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

21. 旅程保証

- (1) 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（サービスの提供が予定されているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。但し、当該変更について、当社が第8項1)の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

イ. 次に掲げる事由による変更

- (イ)天災地変、(ロ)戦乱、(ハ)暴動、(ニ)官公署の命令、(ホ)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、(ヘ)当初の運行計画によらない運送サービスの提供、(ト)旅行参加者の生命又は身体への安全確保のため必要な措置

ロ. 第11項から第14項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額を、お客さまおひとりに対して一旅行につき旅行代金の15%を乗じた額を限度とします。また、お客さまおひとりに対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客さまの同意を得て、金額による変更補償金の支払に替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客さまに通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と契約書面に記載された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一件につき一件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車等又は一泊につき一件として取り扱います。注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

22. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」という）のカード会員（以下「会員」という）より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金等の支払を受けることを条件に電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申し込みを受け付けます。（以下「通信契約」という）この場合の旅行条件は、本「企画旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。

- (1) 通信契約の申込みの際に、会員は、申込みしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効月日」等（以下「会員番号等」という）を当社にお申し出いただきます。
- (2) 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知をお客さまに到達した時点で成立するものとします。通信契約成立日をカード利用日とします。
- (3) 早送等の理由により会員のお申し込みのクレジットカードでのお支払いができない場合、当社が通信契約を解除し、第5項1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払をいただいた場合はこの限りではありません。
- (4) 当社は、会員と通信契約を締結した場合であって、第9項2)から4)までの規定により旅行代金が減額された場合又は第11項から第14項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対して払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対して当該金額を払戻します。この場合において当社は、旅行予約前日の解除による払戻しにあっては解除日の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に会員に対し払戻すべき額を通知するものと、会員が当該通知を行った日をカード利用日とします。
- (5) 通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により、旅行代金等提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただく場合があります。
- (6) 通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

23. 団体・グループの契約について

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行予約後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

2.4. ご旅行条件・旅行代金の基準

- (1) この旅行条件の基期期日と旅行代金の基期期日については、ホームページ、パンフレット等ご明示した日となります。
- (2) 特別に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- (3) 旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (4) 追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等ホームページ、パンフレット等に表示して追加する代金をいいます。
- (5) 本条件書の各項目の旅行代金とは、募集広告のホームページ、パンフレット等ご旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は別項代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第二項の申込金、第15項の取消料、第21項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプションツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

2.5. その他

- (1) お買物案内について
お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産品のご案内があります。当社では、お店の選定は、万全を期しておりますが、購入の際は、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手紙は、いたしませんのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。
- (2) 国内旅行保険について
安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険に加入することを勧めます。国内旅行保険については当社の係員にご相談ください。
- (3) 当社より異なる場合も旅行の再実施いたしません。
- (4) この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。
また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行業協会を希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <https://www.knt.co.jp/> からご覧いただけます。
- (5) 本条件を通じて予約された客室を営利目的で利用又譲渡することは固くお断りいたします。万一、営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為と当社が判断したときは、予告なく旅行契約を解除することがあります。
- (6) 個人情報の取扱いについて ※EU在住の方はお問い合わせください。
イ、当社及びご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
また、旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様の名前及び搭乗される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で免税店等の事業者へ提供いたします。
お申込みいただく際は、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。
ロ、当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
ハ、当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と共同利用させていただきます。
当社グループ企業及び販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。
住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス
ニ、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページでご確認ください。

2023年4月1日改訂